

役員等の報酬等規程

社会福祉法人 たちばな会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「法人」という。）の定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(役員及び評議員の費用等)

第4条 理事長・副理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により費用を支払う。

- 2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により費用を支払う。

(役員及び評議員の業務費用等)

第5条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。

- 2 副理事長及び理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。

(監事の費用等及び業務費用等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。

(苦情対応第三者委員「監事」の業務費用等)

- 第7条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。

(評議員選任・解任委員の業務費用等)

- 第8条 評議員選任・解任委員が選定の業務等に従事したときは、別表2により費用を支払う。

(公表)

- 第9条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める役員等の報酬等(総額)の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

平成 29 年 12 月 18 日

社会福祉法人たちばな会 役員等の報酬等規程

第 3 条 役員等の報酬は定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり
無報酬とする。

○費用弁償については旅費規程に定める。

(別表 1)

役員等旅費・日当 (理事会・評議員会等出席)

理事長・副理事長	出席 1 回につき	10,000 円
理事	出席 1 回につき	7,000 円
評議員	出席 1 回につき	7,000 円
監事	出席 1 回につき	7,000 円

(別表 2)

役員等及び各委員旅費・日当 (運營業務・委員会・監事監査・入札立会・研修会等出席)

理事長・副理事長	出席 1 回につき	10,000 円
理事	出席 1 回につき	7,000 円
評議員	出席 1 回につき	7,000 円
監事	出席 1 回につき	7,000 円
苦情対応第三者委員 (監事)	出席 1 回につき	7,000 円
評議員専任・解任委員	出席 1 回につき	7,000 円

平成 29 年 12 月 18 日

社会福祉法人たちばな会 役員等旅費・日当総額

理事会（監事を含む）・評議員会

（総額 500,000 円）

※理事会（監事を含む）・評議員会 1 回開催につき

理事長・副理事長

$10,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回} \times 2 \text{ 名} = 80,000 \text{ 円}$

理事・評議員・監事（13 名）

$7,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回} \times 13 \text{ 名} = 364,000 \text{ 円}$

計 444,000 円

監事 2 名（第三者委員会・監事監査・入札立会・研修会・運営業務）

（総額 200,000 円）

※第三者委員会 $7,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回} \times 2 \text{ 名} = 56,000 \text{ 円}$

監事監査 $7,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} \times 2 \text{ 名} = 14,000 \text{ 円}$

入札立会 $7,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 回} \times 2 \text{ 名} = 70,000 \text{ 円}$

研修会・運営業務 $7,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 2 \text{ 名} = 28,000 \text{ 円}$

計 168,000 円